

○電気通信紛争処理委員会の手続における情報通信技術の利用に関する規程（令和4年※月※日電気通信紛争処理委員会決定第※号）（素案）

（電子情報処理組織による委員会等への通知）

第一条 電気通信紛争処理委員会、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十四条第三項（同法第五十六条第一項及び第二項、第五十七条第二項及び第五十七条の二第二項、電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第二十七条の三十五第二項並びに放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第四十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定するあっせん委員、電気通信事業法第五十五条第二項（同法第五十六条第一項及び第二項、第五十七条第四項及び第五十七条の二第四項、電波法第二十七条の三十五第四項並びに放送法第四十二条第四項において準用する場合を含む。）に規定する仲裁委員及び電気通信事業法第五十五条第四項において準用する仲裁法（平成十五年法律第三十八号）第二条第二項に規定する仲裁廷（以下「委員会等」という。）に対して行われる通知（陳述を含む。以下同じ。）のうち当該通知に関する他の決定の規定において書面等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第五号に規定する書面等をいう。以下同じ。）により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該決定の規定にかかわらず、別に定めるところにより、委員会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、当該通知をする者の使用に係る電子計算機であって当該委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関する他の決定の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該決定その他の当該通知に関する決定の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該委員会等に到達したものとみなす。

（電子情報処理組織による委員会等からの通知）

第二条 委員会等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）のうち当該通知に関する他の決定の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該決定の規定にかかわらず、別に定めるところにより、委員会等の使用に係る電子計算機と当該通知を受ける者の使用に係る者の使用に係る電子計算機であって当該委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受

ける旨の表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関する他の決定の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該決定その他の当該通知に関する決定の規定を適用する。
- 3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知を受ける者に到達したものとみなす。

(電磁的記録による作成等)

第三条 作成等(委員会等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。以下同じ。)のうち当該作成等に関する他の決定の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該決定の規定にかかわらず、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の決定の規定により書面等により行われたものとみなして、当該決定その他の当該作成等に関する決定の規定を適用する。